

自動車の検査受検・登録申請で来庁される皆様へ

近畿管内では、全ての府県の緊急事態宣言は解除されましたが、管内全ての運輸支局・検査登録事務所では、これまで通り館内の換気、消毒液の設置、ビニールカーテンの設置、3密を避ける呼びかけなどの感染防止対策を継続し、検査・登録業務を行っています。

特に月末時期は、申請が集中し窓口が大変混雑するため、3密の状況となる危険性がありますので、来庁を避けていただくか、最小限の人数でお越しいただきますようお願いいたします。

皆様には引き続きご不便をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

自動車技術安全部